

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）のみ届出ステーション用

# ベースアップ評価料の 届出様式と賃金改善計画書の 記載例

## 【記載が必要なシート】

- ・別紙様式11\_訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート
- ・（別添1）\_賃金改善計画書（訪問看護ステーション）

※実際の入力にあたっては

様式や計画書中の記載上の注意や、  
施設基準通知等も必ず参照してください。

別紙様式11

受理番号	(訪ベI1)	号
受付年月日	年 月 日	決定年月日
	年 月 日	

訪問看護ベースアップ評価料（I）の施設基準に係る届出書添付書類

1 訪問看護ステーションコード(7桁) 1234567

訪問看護ステーション名 ●●ステーション

保険医療機関コード(7桁)と訪問看護ステーション名を記載してください

2 届出を行う評価料

訪問看護ベースアップ評価料（I）

チェックをしてください

3 対象職員(常勤換算)数

10.0 人

対象職員(常勤換算)数を入力します。

- ※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(専ら管理者の業務に従事する者及び事務職員を除く。)をいう。
- ※ 0以上の数であること。

【記載上の注意】

- 1 訪問看護ベースアップ評価料（I）の届出を行う場合は、別添1「賃金改善計画書」を添付すること。
- 2 「3」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。  
常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1)とする。

参考

賃金引き上げ計画書作成のための計算シート  
 (訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)を算定しない訪問看護ステーション向け)

1 訪問看護ステーションコード(7桁)  
 訪問看護ステーション名

1234567  
 ●●ステーション

緑色の箇所は記載不要(関連する箇所を記載すると自動的に記載されます)他の緑色の箇所も同じです。

2 該当する届出

算出を行う月

新規  
 区分変更

3月 6月 9月 12月

※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

該当する区分、届出を行う月(新規の場合、届出月以前で最も近い月)を選択します。

3 対象職員の給与総額、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み、【A】の値

(1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象となる期間

前年3月～2月  前年6月～5月  前年9月～8月  前年12月～11月

②算出の際に用いる訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)・医療保険の利用者割合の対象となる期間

前年12月～2月  3月～5月  6月～8月  9月～11月

(2)対象職員の給与総額

給与対象月	対象職員の給与総額	給与対象月	対象職員の給与総額
2023年3月	4,800,000円	2023年9月	4,800,000円
2023年4月	4,800,000円	2023年10月	4,800,000円
2023年5月	4,800,000円	2023年11月	4,800,000円
2023年6月	9,600,000円	2023年12月	9,600,000円
2023年7月	4,800,000円	2024年1月	4,800,000円
2023年8月	4,800,000円	2024年2月	4,800,000円

1月当たり給与総額 5,600,000円 (前回届出時 円)

3(1)①の期間の各月の対象職員の給与総額を入力します。  
 ※「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上してください。(ただし、役員報酬については除く。)  
 また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引き上げ分については、含めないでください。

※ 給与対象月は3(1)①の期間を記載すること。  
 ※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)また、本評価料による賃金引き上げ分については、含めないこと。  
 ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(3)訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定回数・金額の見込み

①訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数

算定月	訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問の場合)
2023年12月	30回
2024年1月	40回
2024年2月	50回

1月当たり算定回数 40.0回 (前回届出時 回)

各月の訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数を記載してください

※ 算出対象となる期間(算定月)は3(1)②の期間を記載すること。各月に算定した訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数を記載すること。  
 ※ 自費の訪問看護のみの利用者については、計上しないこと。公費負担医療や労災保険制度等、指定訪問看護の費用額算定表に従って訪問看護療養費が算定される利用者については、計上すること。  
 ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

②算定される金額の見込み

訪問看護ベースアップ評価料（I）の算定回数見込み

40.0 回 （前回届出時 0.0 回）

訪問看護ベースアップ評価料（I）の算定により算定される金額の見込み

31,200 円 （前回届出時 0 円）

(4) 医療保険の利用者割合（対象期間の1月当たりの平均）

算定月	医療保険の実利用者数	介護保険の実利用者数
2023年12月	30人	70人
2024年1月	40人	60人
2024年2月	50人	50人
1月当たりの利用者数	40人	60人
医療保険の利用者割合	40.0%	（前回届出時 )

各月の医療保険の実利用者数を記載してください

各月の介護保険の実利用者数を記載してください

※ 算出対象となる期間（算定月）は3(1)②の期間を記載すること。

※ 同一月に医療保険と介護保険の両者から訪問看護を受けた利用者は、医療保険の利用者として集計すること。

(5) 訪問看護ベースアップ評価料（I）により行われる給与の改善率

1.39% （前回届出時 #DIV/0! ）

別添 1	<b>（訪問看護ステーション）賃金改善計画書（令和 6 年度分）</b>	届出を行う年度を記載 します。
	訪問看護ステーションコード（7桁） <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">1234567</span> 訪問看護ステーション名 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">●●ステーション</span>	
<b>I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等</b>		
① 賃金引上げの実施方法 <input type="radio"/> 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。 <input type="radio"/> 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。		賃金引上げの実施方法 を選択します。
② 賃金改善実施期間 令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span> ヶ月 <small>※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。</small>		賃金改善実施期間を入 力します。最長12ヶ 月であり、終期は翌年 の3月となります。
③ ベースアップ評価料算定期間 令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span> ヶ月 <small>※ 「③ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。                      ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ（以下、「ベア等」という）をいい、定期昇給は含まない。                      ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。</small>		ベースアップ評価料の 算定期間を入力しま す。最長12ヶ月です が、令和6年度におい ては、6月以降に算定 可能となり、終期は翌 年の3月となります。
<b>II. 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出有無</b> <small>※ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）を届け出ない場合は、以下④の「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）による算定金額の見込み」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定により算定される点数の見込み」は「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート（訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）を算定しない訪問看護ステーション向け）」により計算を行うこと</small>		届出を行わない場合は チェックを外してくだ さい
<b>III-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み</b>		
④ 算定金額の見込み		312,000 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）による算定金額の見込み		312,000 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）による算定金額の見込み		0 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分及び点数（届出なし）		0 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の算定回数		0 回
⑤ 令和7年度への繰越予定額（令和6年度届出時のみ記載）		0 円
⑥ 前年度からの繰越額（令和7年度届出時のみ記載）		0 円
⑦ 算定金額の見込み（繰越額調整後）（④-⑤+⑥）		312,000 円
<small>※ 「⑦算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に充て、下記の「⑨うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。</small>		
<small>「II. 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出有無」のチェックを外すと、参考シートに入力した結果が反映されます。⑤、⑥について、予定している場合、該当がある場合に入力します。</small>		

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額	
⑧全体の賃金改善の見込み額	362,000 円
⑨うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み（⑦の再掲）	312,000 円
⑩うち、⑨以外によるペア等実施分	0 円
⑪うち、定期昇給相当分	50,000 円
⑫うち、その他分（⑧-⑨-⑩-⑪）	0 円
※ 「⑧全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。 ※ 「⑨うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み」については、対象職員のペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に充てること。 ※ 「⑩うち、⑨以外によるペア等実施分」については、訪問看護ステーションにおける経営上の余剰等を届け出ることにより、当該年度においてペア等を実施した分を記載すること。 ※ 「⑪うち、定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ペア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。 ※ 「⑫うち、その他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やペア等によらない、一時金による賃金改善額となること。	
以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。	
Ⅳ. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項	
⑬対象職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	10.0 人
医療保険の利用者割合	40.0%
賃金改善する前の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	4,000,000 円
⑭賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	1,600,000 円
賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	4,030,167 円
⑮賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	1,612,067 円
⑯⑭に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（⑮-⑭）	12,067 円
⑰うち、定期昇給相当分	1,667 円
⑱うち、ペア等実施分	10,400 円
⑲ペア等による賃金増率（⑱÷⑰）	0.7%
Ⅴ. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の基本給等に係る事項	
⑳看護職員等の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	7.0 人
医療保険の利用者割合	40.0%
賃金改善する前の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	2,940,000 円
㉑賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	1,176,000 円
賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	2,961,117 円
㉒賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	1,184,447 円
㉓㉒に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（㉒-㉑）	8,447 円
㉔うち、定期昇給相当分	1,167 円
㉕うち、ペア等実施分	7,280 円
㉖ペア等による賃金増率（㉕÷㉔）	0.6%
Ⅵ. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の基本給等に係る事項	
㉗PT・OT・STの常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	1.0 人
医療保険の利用者割合	40.0%
賃金改善する前の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	400,000 円
㉘賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	160,000 円
賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	403,017 円
㉙賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	161,207 円
㉚㉙に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（㉙-㉘）	1,207 円
㉛うち、定期昇給相当分	167 円
㉜うち、ペア等実施分	1,040 円
㉝ペア等による賃金増率（㉜÷㉛）	0.7%

計画書中の※記載に基づき、⑧⑩⑪を入力します。  
 「⑧全体の賃金改善の見込み額」は「⑦算定金額の見込み（繰越額調整後）」以上の金額でなければなりません。ベースアップ評価料によらない賃金改善分は⑧及び⑩～⑫のいずれかに含めて記載してください。

対象職種全体と、各職種の基本給、給与総額に係る事項をそれぞれ入力します。  
 ここでいう基本給とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法による支給額をいいます。「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）」には、ベースアップ評価料によらない賃金改善分も含めて記載してください。  
 ここで自動計算される⑯～⑲の値は、全体の賃金改善の見込み額に医療保険の利用者割合を乗じた参考値です。  
 以降の㉓～㉕、㉗～㉙、㉛～㉝、㉟～㊱も同様です。

VII. 看護補助者の基本給等に係る事項	
③④看護補助者の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	1.0 人
医療保険の利用者割合	40.0%
賃金改善する前の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	360,000 円
③⑤賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	144,000 円
賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	363,017 円
③⑥賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	145,207 円
③⑦③⑤に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（③⑥－③⑤）	1,207 円
③⑧うち、定期昇給相当分	167 円
③⑨うち、ペア等実施分	1,040 円
④⑩ペア等による賃金増率（③⑨÷③⑤）	0.7%

VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項	
④①その他の対象職種の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	1.0 人
医療保険の利用者割合	40.0%
賃金改善する前の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	300,000 円
④②賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	120,000 円
賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	303,017 円
④③賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	121,207 円
④④④②に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（④③－④②）	1,207 円
④⑤うち、定期昇給相当分	167 円
④⑥うち、ペア等実施分	1,040 円
④⑦ペア等による賃金増率（④⑥÷④②）	0.9%

【ベースアップ評価料対象外職種について】

IX. 事務職員の基本給等に係る事項	
④⑧事務職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	1.0 人
医療保険の利用者割合	40.0%
④⑨賃金改善する前の職員の給与総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	250,000 円
うち、賃金改善する前の職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	208,750 円
④⑩うち、賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	83,500 円
④⑪賃金改善した後の職員の給与総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	250,000 円
うち、賃金改善した後の職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	208,750 円
④⑫うち、賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた職員の基本給等総額	83,500 円
④⑬給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（－④⑨⑤）	0 円
④⑭基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（－④⑩⑫）	0 円
④⑮うち、定期昇給相当分	0 円
④⑯うち、ペア等実施分	0 円
ペア等による賃金増率（④⑯÷④⑩）	0.0%

X. 賃金引き上げを行う方法

④⑰賃上げの担保方法 <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他の方法：具体的に（ ）	賃金引き上げに係る担保方法について、該当するものにチェック・記載します。
④⑱賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。） 賃金規程を見直して、ベースアップ評価料手当を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することとした。	

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 5 月 2 日

開設者名： ●●●●

日付、開設者名を入力します。